

# 「電波有効利用成長戦略懇談会 公共用周波数等ワーキンググループ」運営方針 (案)

## 1 役割

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「電波有効利用成長戦略懇談会」(以下「懇談会」という。)の下に設置されるWGとして、公共用周波数の有効利用を促進する方策について、より専門的な観点から検討することを目的とする。

具体的には、電波行政のより一層の透明性を確保する観点から公共用周波数の見える化の推進や、電波の有効利用に結びつけるための、より正確でより活用できる周波数利用状況調査の見直し等について検討を行い、懇談会に報告する。

## 2 名称

本WGは、「公共用周波数等ワーキンググループ」と称する。

## 3 検討事項

- (1) 公共用周波数の見える化の推進
- (2) 周波数利用状況調査方法の在り方の見直し
- (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進
- (4) 周波数確保の目標の見直し
- (5) その他

## 4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、懇談会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事の公開

- (1) 本WGの会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他主査が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 6 開催期間

本WGの開催期間は、平成29年11月から来年夏までを目途とする。

## 7 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課及び基幹・衛星移動通信課重要無線室において行う。

「電波有効利用成長戦略懇談会 公共用周波数等ワーキンググループ」構成員 一覧

(敬称略、五十音順)

## ○有識者

飯塚 留美 一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部  
研究主幹

大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授

高田 潤一 東京工業大学環境・社会理工学院教授

(主査) 多賀谷 一照 獨協大学法学部教授

寺田 麻佑 国際基督教大学教養学部准教授

## ○オブザーバ

西川 康一 内閣府規制改革推進室 参事官